



報道関係者各位
プレスリリース

2019年7月8日



高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

新耐震告示が9月1日から施行されます

昨年11月14日、従来の高圧ガス設備等耐震設計基準（旧耐震告示）が大幅に見直しされ、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示が制定されました（新耐震告示）。新耐震告示は本年9月1日に施行されます。新耐震告示は性能規定化され、耐震設計構造物にあたる高圧ガス設備等は、基本的に以下に示す耐震性能を保有することのみが規定されています。

- レベル1耐震性能：レベル1地震動に対して、重要度Ⅰa、Ⅰ、Ⅱ及びⅢの耐震設計構造物の損傷又は機能喪失がないこと。
- レベル2耐震性能：レベル2地震動並びに当該地震動に係る地盤の液状化及び流動化に対して、重要度Ⅰa及びⅠの耐震設計構造物の気密性が保持されること。

新耐震告示の制定に伴い、高圧ガス保安協会規格 KHKS0861・KHKS0862 が例示基準に位置づけられました（サイトスペシフィック地震動を除く）。また、高圧ガス保安協会では性能規定の運用と制度についての説明会を開催します。

○例示基準について

旧耐震告示の仕様規定は、以下に示す高圧ガス保安協会規格に引き継がれ、協会規格が例示基準として位置づけられました。例示基準のとおりである場合には、新耐震告示に適合するとされます（サイトスペシフィック地震動を除く）。協会規格では、高圧ガス設備等を設置する地点において予測されるサイトスペシフィック地震動の適用等、新たな工学的知見も導入しています。

- KHKS0861 (2018) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル1）」
- KHKS0862 (2018) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル2）」

※令和元年6月27日発行、定価15,000円（税込）送料実費

○新耐震告示制定説明会について

新耐震告示の制定趣旨と新耐震告示による性能規定の運用と制度についての説明会を、8月7日（東京）、8月8日（大阪）に開催します。例示基準によらない場合の運用（サイトスペシフィック地震動の適用含む）、従来の耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者の認定制度の新制度への移行等について、説明します。詳しくは当協会の下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.khk.or.jp/seminars_events/

【本発表に関するお問合せ先（事務局）】

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当：大野
電話：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163
Mail：hpg@khk.or.jp URL：www.khk.or.jp